



今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	1. 経済構造改革の推進及び地域経済の発展
		政策の達成目標	早期事業再生法の施行に向けて、税制上の所要の措置を講ずることで、事業者の早期での事業再生の円滑化を図り、我が国の経済の活性化につなげる。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	早期事業再生法の施行に向けて、税制上の所要の措置を講ずることは、事業者の早期での事業再生の円滑化を図り、我が国の経済の活性化につながる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	—

これまでの 税負担 軽減 措置等 の適用 実績と 効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	—
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の 達成目標	—
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	<p>令和5年度要望において「事業再構築を容易にするための制度に伴う所要の措置の検討」を要望し、「令和5年度税制改正の大綱」（令和4年12月23日閣議決定）において、事業再構築のための私的整理法制が整備されることを前提に、複数の措置が講じられることとなった。</p> <p>その後、当該法制の更なる具体化に向けた検討が進められ、本年6月、早期事業再生法が成立・公布された。</p>	